

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（早見表）

A：新設施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準 B：既設施設（平成24年6月1日より前に設置）でA基準に適合しないものに適用される基準
※新設施設はA基準、既設施設はA基準又はB基準に適合しなければなりません。

| 対象 | 構造等に関する基準 | | | 定期点検の方法 | | 対象 | 構造等に関する基準 | | | 定期点検の方法 | |
|-------------|-----------|--|---|--|---|----------------------|--|---------------------------|---|---|---|
| | 基準 | 区分 | 内容 | 項目 | 頻度 | | 基準 | 区分 | 内容 | 項目 | 頻度 |
| 床面及び周囲 | A | 1 | 次のいずれにも該当すること イ 床面は、コンクリート等の不透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されていること ロ 防液堤等が設置されていること | ① 床面のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 | ① 1年1回以上 ② 1年1回以上 | 排水溝等 | A | 1 | 次のいずれにも該当すること イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されていること | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ※排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられている場合 | 1年1回以上 ※3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上 |
| | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 |
| | | 3 | 床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるもの | 床の下への漏えいの有無 | 1月1回以上 | | | 1 | 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること | ① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無 | ① 6月1回以上 ② 1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回 |
| | B | 1 | 施設本体が床面に接し、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体に接する床面がA基準の1のイに適合しない場合 次のいずれにも該当すること イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること | ① 床面のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 | ① 1年1回以上 ② 1年1回以上 | | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | |
| 2 | | 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 | | | | | | | | | |
| （地下貯蔵施設を除く） | | | | a | ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 | ① 1年1回以上 ② 1年1回以上 | A | 1 | 次のいずれにも該当すること イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（腐食するおそれのないもの場合はこの限りでない） ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること | a 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの漏えい等の有無 ※消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 ※※配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 | 1年1回以上 ※3年1回以上 ※※3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上 |
| | | | | b（床面及び周囲がB基準に適合する場合） ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 ※目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合 | ① 1年1回以上 ② 1月1回以上 | ※方法に応じた頻度 | | | | b（地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合） 地下貯蔵施設からの漏えい等の有無 | 方法に応じた頻度 |
| 配管等（地上配管） | A | 1' | イ 次のいずれにも適合すること (1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること (2) 容易に劣化するおそれのないものであること (3) 外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（腐食するおそれのないもの場合はこの限りでない） | ① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 | ① 1年1回以上 ② 1年1回以上 | 地下貯蔵施設 | 2 | 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | |
| | | | ロ 漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されていること | | | | | | | | |
| B | 1 | 漏えいが目視で確認できるように設置されていること | ① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 | ① 6月1回以上 ② 6月1回以上 | B | 1 | 次のいずれにも該当すること イ A基準の1のハに適合すること ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること | 地下貯蔵施設からの漏えい等の有無 | 1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 配管等（地下配管） | A | 2' | イ 次のいずれにも適合すること (1) トレンチの中に設置されていること。 (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されていること | ① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 | ① 1年1回以上 ② 1年1回以上 ③ 1年1回以上 | 使用の方法 | A・B共通 | 1 | 次のいずれにも該当すること イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること | 管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無 | 1年1回以上 |
| | | | a 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 ※消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 ※※配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合 | 1年1回以上 ※3年1回以上 ※※3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上 | | | | | | | |
| | | | b（配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合） 配管等からの漏えいの有無 | 方法に応じた頻度 | | | | | | | |
| | | ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | 2 | | 1に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること | | | | |
| | B | 2' | イ トレンチの中に設置されていること | ① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 | ① 6月1回以上 ② 6月1回以上 ③ 6月1回以上 | | 注1) A、B各基準内のいずれかの区分（「使用の方法」についてはすべての区分）を満たしていれば、当該基準を満たしていることになります。 注2) 区分の欄に「」があるものは、イロハのいずれか及びa bはいずれかを満足することが必要で、①②③はすべて満足することが必要です。 | | | | |
| | | | ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること | 配管等からの漏えい等の有無 | 1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上 | | | | | | |
| | | ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること | 措置に応じた点検事項 | 措置に応じた頻度 | | | | | | | |